



七 門 航 6 3 号

平成 2 5 年 7 月 3 0 日

関 係 各 位

関 門 港 長



海峡花火大会の開催に伴う海上からの観覧について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、来る8月13日（火）午後7時50分から午後8時40分までの間、関門港門司区西海岸沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、海峡花火大会が開催されます。

現場海域は、関門航路に面した狭隘な場所であり、急潮流等の制約に加え、夜間で、かつ、花火の観覧船等が蝟集することから、船舶を使用しての観覧については、衝突事故、海中転落事故等が懸念されるところであります。

つきましては、海峡花火大会時における船舶交通安全確保のため、船舶を使用して観覧される場合には、見張りを強化する等運航に当たっての細心の注意を払うとともに、自らの夜間航行に不安を感じるといった時は、速やかに現場を離れる等の措置を講ぜられますよう貴傘下関係者に周知、指導方よろしくお願い致します。

なお、別紙の港長公示第13号（25.7.30）により付近海域における一般船舶の航泊を禁止していますので申し添えます。

謹言

港長公示第13号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成25年7月30日

関門港長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成25年8月13日（火）午後6時30分から午後9時30分までの間  
ただし、午後9時30分までに行事が終了した場合は、終了時までとする。

2 区域（別紙参照）

（1）関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯33-56-45.7 東経130-57-28.8
- ② 北緯33-57-03.1 東経130-57-12.8
- ③ 北緯33-56-46.9 東経130-56-58.3
- ④ 北緯33-56-30.3 東経130-57-13.5

（2）関門港下関区

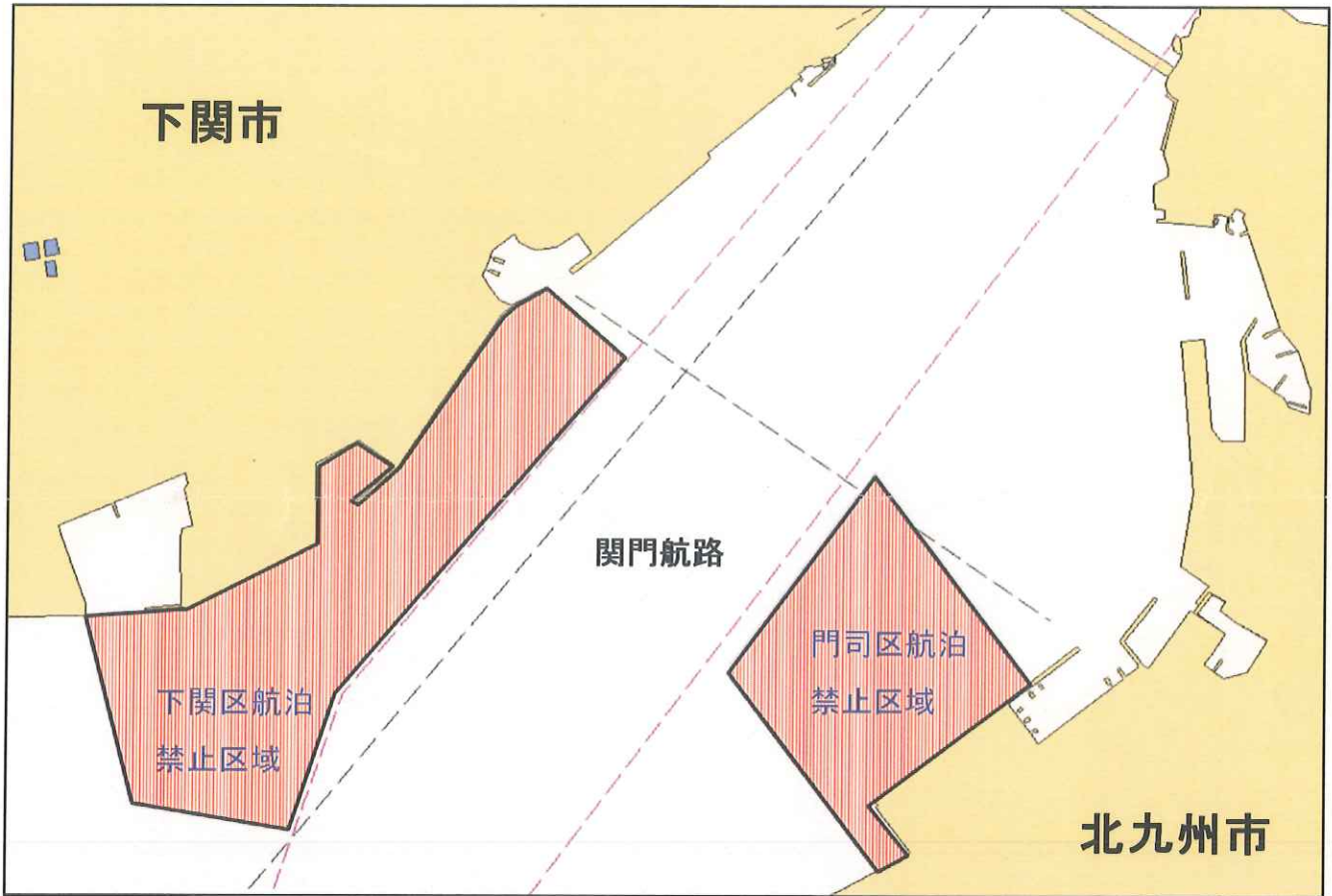
次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ⑤ 北緯33-57-18.3 東経130-56-39.5
- ⑥ 北緯33-57-12.6 東経130-56-47.8
- ⑦ 北緯33-56-44.6 東経130-56-18.7
- ⑧ 北緯33-56-33.2 東経130-56-14.1
- ⑨ 北緯33-56-35.3 東経130-55-58.4
- ⑩ 北緯33-56-50.9 東経130-55-53.5
- ⑪ 北緯33-56-51.5 東経130-55-59.3

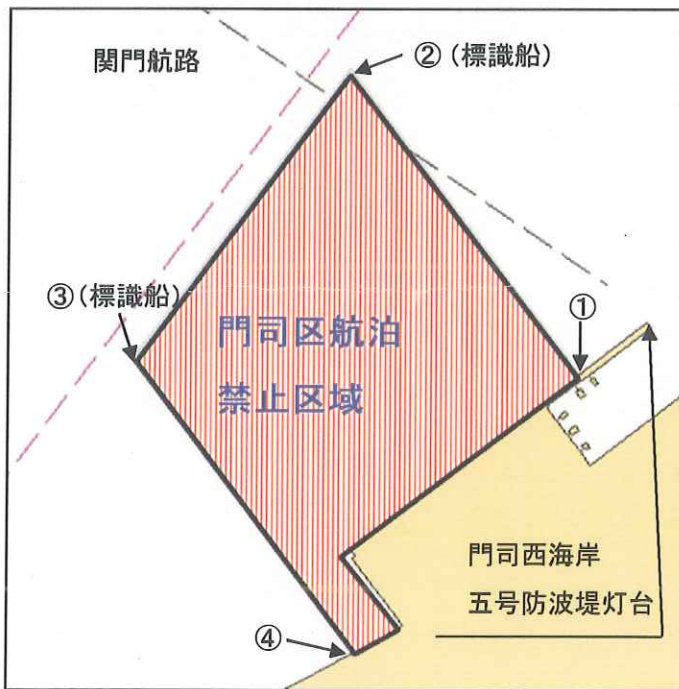
3 備考

- （1）航泊禁止期間中、現場付近に警戒船（門司区側7隻、下関区側6隻）が配備される。
- （2）航泊禁止区域を明示するために、標識船（門司区側2隻、下関区側3隻）が配備される。
- （3）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域 全体図】



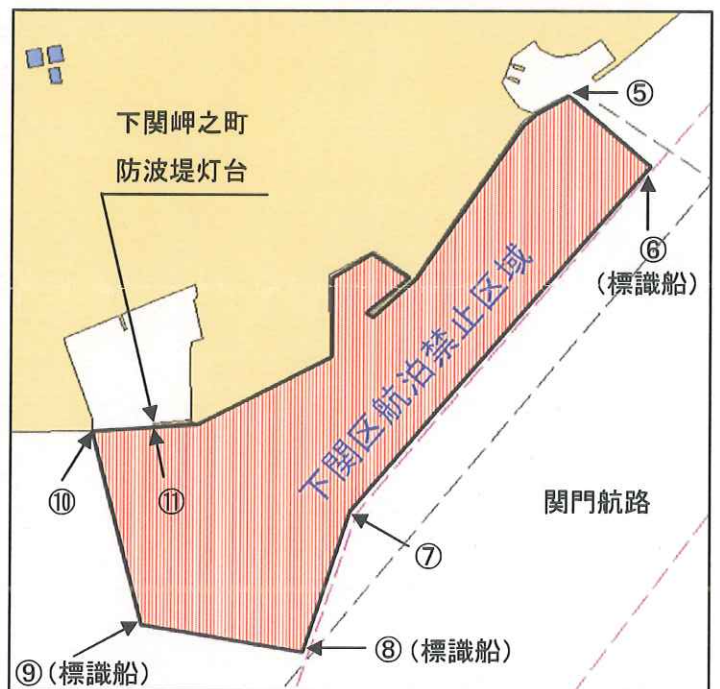
【門司区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- ① 北緯33-56-45.7 東経130-57-28.8
- ② 北緯33-57-03.1 東経130-57-12.8
- ③ 北緯33-56-46.9 東経130-56-58.3
- ④ 北緯33-56-30.3 東経130-57-13.5

【下関区航泊禁止区域】



【関門港下関区】

- ⑤ 北緯33-57-18.3 東経130-56-39.5
- ⑥ 北緯33-57-12.6 東経130-56-47.8
- ⑦ 北緯33-56-44.6 東経130-56-18.7
- ⑧ 北緯33-56-33.2 東経130-56-14.1
- ⑨ 北緯33-56-35.3 東経130-55-58.4
- ⑩ 北緯33-56-50.9 東経130-55-53.5
- ⑪ 北緯33-56-51.5 東経130-55-59.3